



# 国際調査及び国際予備審査

平成20年度  
知的財産権制度説明会  
(実務者向け)

# 実務に関連する条約・法令・便覧等 のうち主要なもの

テキスト p. v

- 条約・法令

- 千九百七十年六月九日にワシントンで作成された特許協力条約(PCT)
- 特許協力条約に基づく規則(PCT規則)
- 特許協力条約に基づく実施細則
- 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(国際出願法)
- 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令
- 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則

- その他

- PCT国際調査・予備審査ガイドライン



# PCT出願と直接出願との比較

cf. テキスト p. 9

国内出願

優先権主張  
(パリ条約4条)  
国内優先権

【PCT出願】

【直接出願】

受理官庁へ提出  
国際出願

国際調査機関  
国際調査

国際事務局  
国際公開

国際予備審査機関  
国際予備審査

翻訳文等の提出

A国特許庁  
指定国

特許

B国特許庁  
指定国

特許

C国特許庁  
指定国

特許

外国出願A

A国特許庁

特許

外国出願B

B国特許庁

特許

外国出願C

C国特許庁

特許

：国際段階



# 特許協力条約下における 日本国特許庁の役割

テキスト p. v

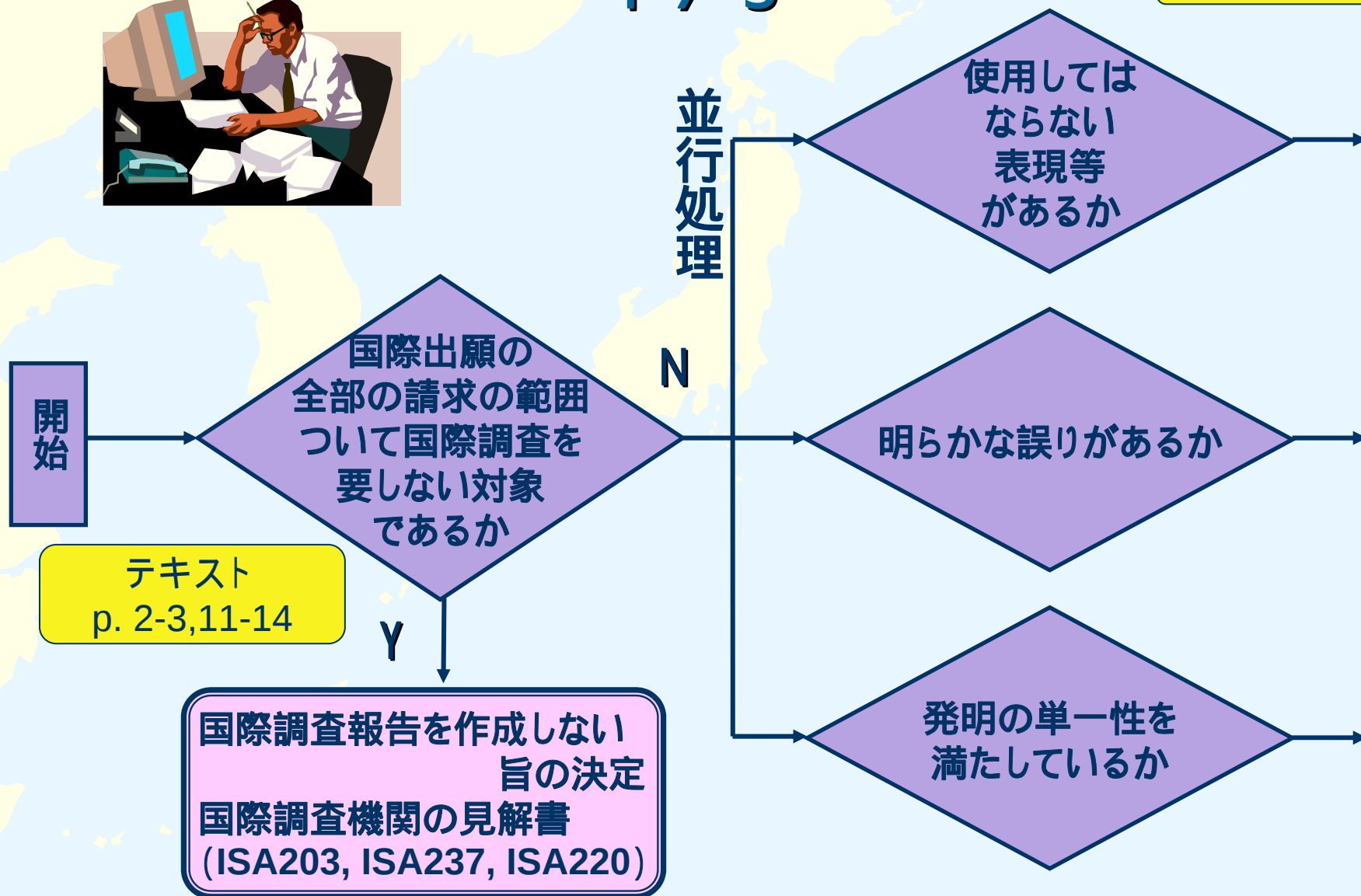
- 受理官庁 (RO)
  - － 国際出願を点検し及び処理する (条約10条)
- 国際調査機関 (ISA)
  - － 国際調査を行う (条約16条)
- 国際予備審査機関 (IPEA)
  - － 国際予備審査を行う (条約32条)



# 国際調査報告を作成する場合の手続き

1 / 5

テキスト p. 33



# 国際調査を要しないもの

テキスト  
p. 2-3,11-14

- 国際調査を要しないとされているもの(国際出願法施行規則42条)



- 科学及び数学の理論
- 事業活動、純粹に精神的な行為の遂行又は遊技に関する計画、法則又は方法
- 人の身体の手術又は治療による処置及び診断方法
- 情報の単なる提示
- コンピューター・プログラム(国内出願において先行技術調査を行うものを除く。)

- 明細書、請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるため、これらの書類に基づいて有効な国際調査をすることができないとき。

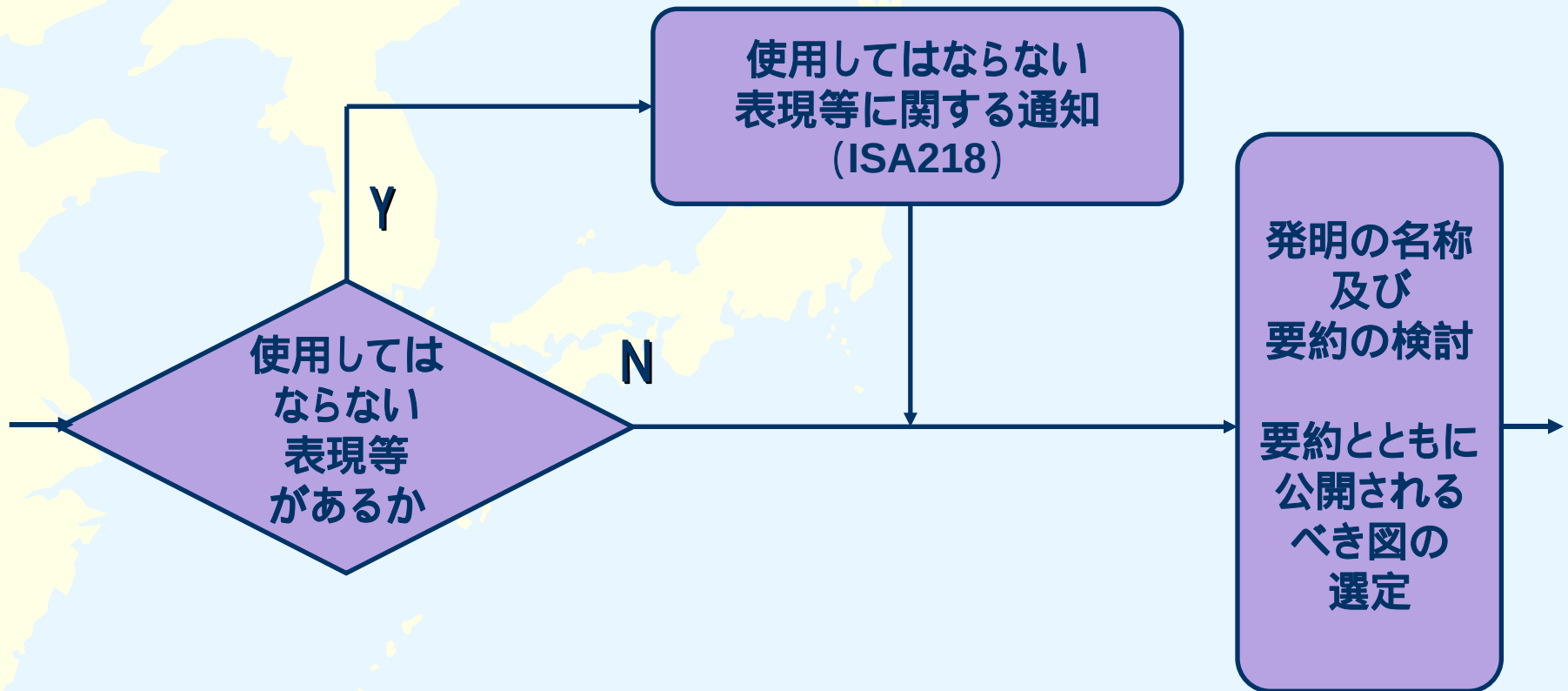


# 国際調査報告を作成する場合の手続き

2 / 5

テキスト

p. 13-14,17-18



# 使用してはならない表現等

テキスト p. 13-14

- 国際出願には次のものを記載してはならない。(規則 9)
  - 善良の風俗に反する表現又は図面
  - 公の秩序に反する表現又は図面
  - 出願人以外の特定の者の生産物、方法又は出願若しくは特許の利点若しくは有効性を誹謗する記述(先行技術との単なる比較は、それ自体では誹謗とはみなされない。)
  - 国際出願に記載した事項と関連性のない又は不必要な記述

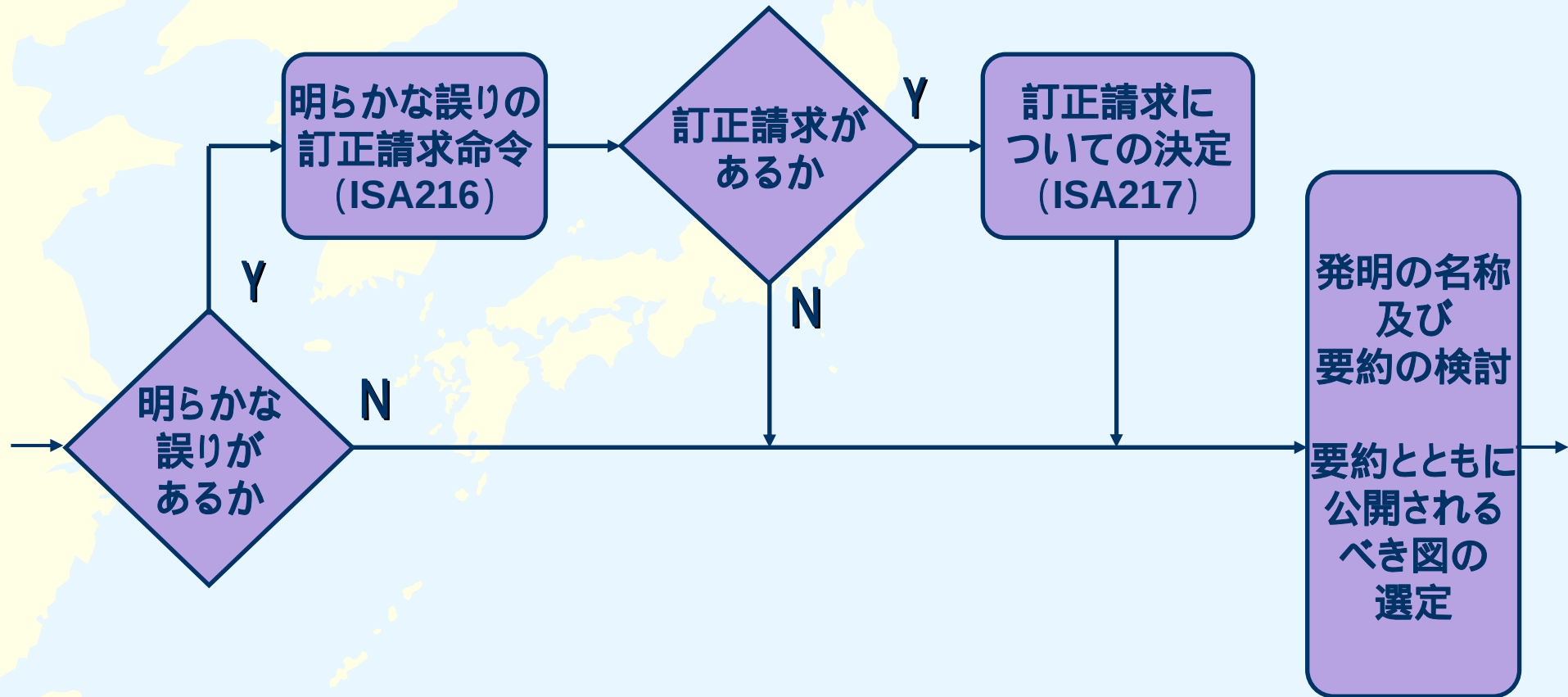


# 国際調査報告を作成する場合の手続き

3 / 5

テキスト

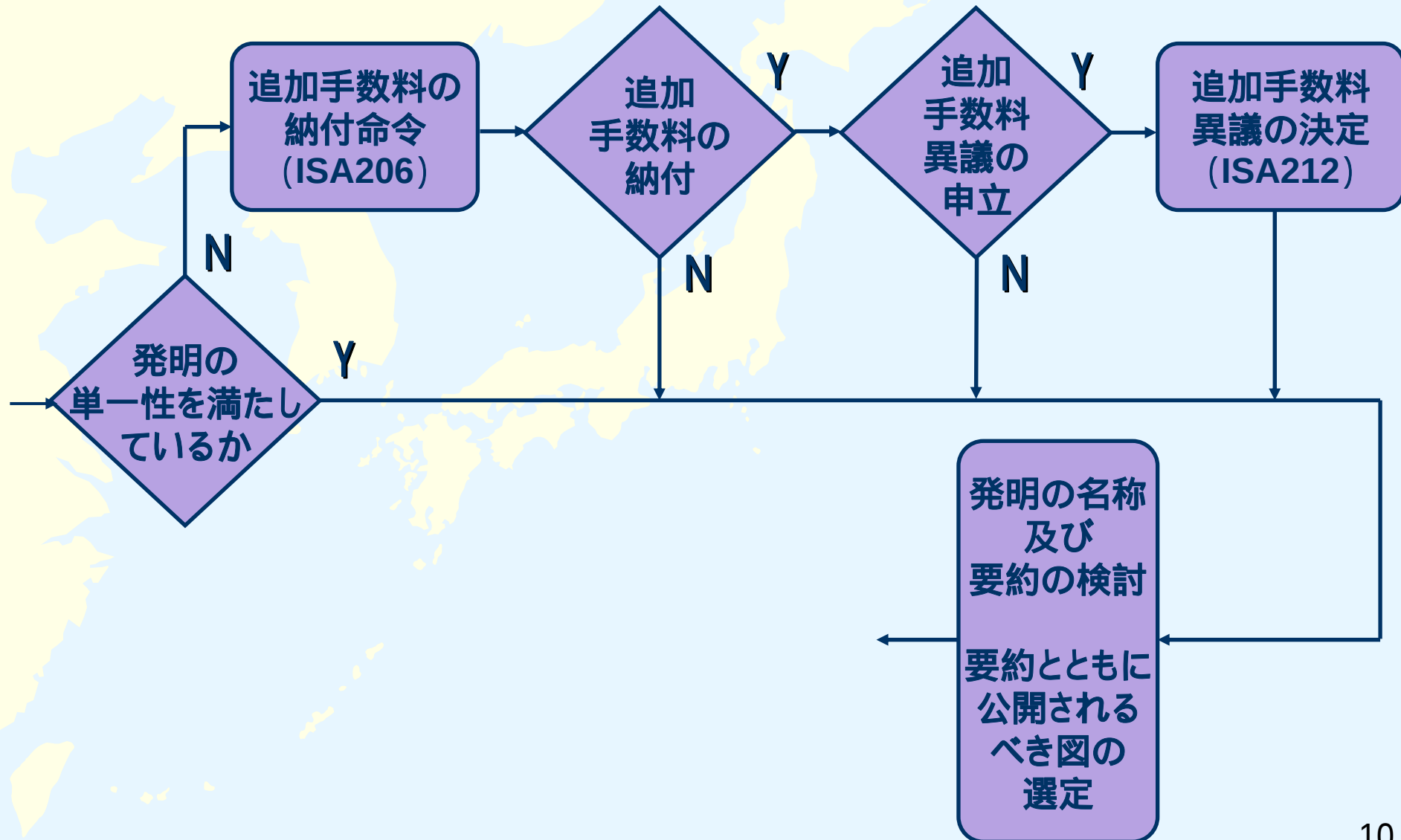
p. 13-14,17-18



# 国際調査報告を作成する場合の手続き

4 / 5

テキスト p. 14-18



# 国際調査報告を作成する場合の手続き

5 / 5

テキスト p. 17-18

テキスト p. 18-19

テキスト  
p. 19-26,32

テキスト  
p. 26-31

発明の名称  
及び  
要約の検討

要約とともに  
公開される  
べき図の  
選定

国際特許  
分類に  
したがって  
分類を  
付与

先行技術  
調査

(国際調査  
の対象で  
不明瞭で  
なく、かつ  
手数料の  
納付が  
されている  
請求の範囲)

ISA見解書  
国際調査報告

作成

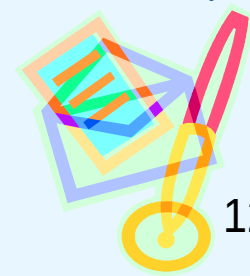
(ISA210,  
ISA237,  
ISA220)



# 拡張国際調査及び予備審査制度

テキスト p. 26-28

- 2004年1月1日に導入。
- それまで国際予備審査機関が作成していた見解書(新規性、進歩性(非自明性)、及び産業上の利用可能性など)についての見解を、国際調査報告と同時に国際調査機関が作成。
- 国際予備審査の請求がされた場合、国際調査機関が作成した見解書は、国際予備審査機関の見解書とみなされる。
- 国際予備審査の請求がされない場合、国際事務局により、見解書と同じ内容の報告書(「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」)が作成され、各指定官庁に送付される。



# 国際調査機関の見解書（ISA237）

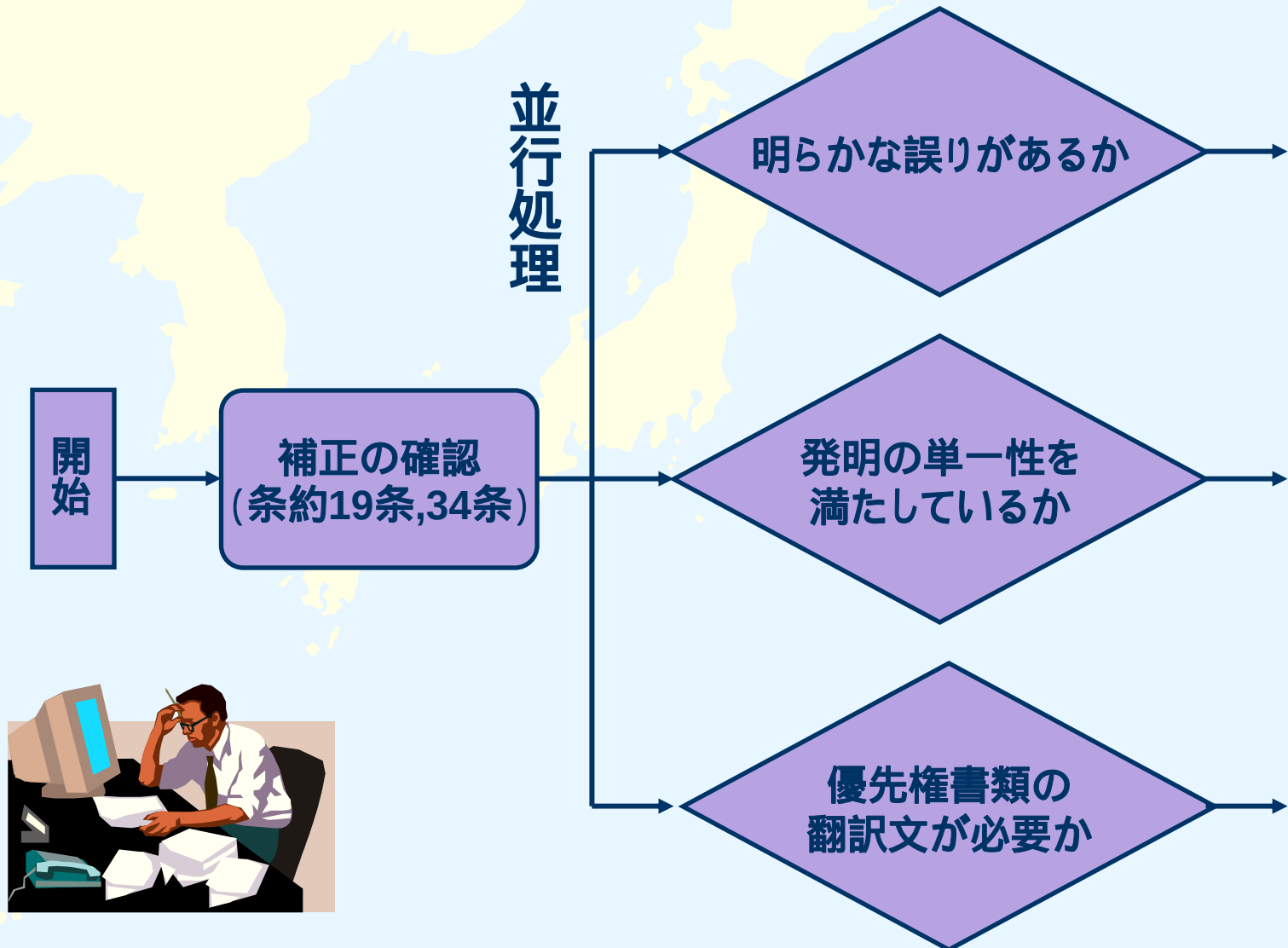
テキスト p. 26-28

- 出願に対する審査官の見解を示すことで、国際予備審査の請求、答弁書の提出、補正の可能性等について、出願人がもっとも適切な行動方針を決定できるようにする。
- 請求の範囲に記載された発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの（自明のものではないもの）、及び産業上の利用可能性を有するものと認められるか否かを見解を示す。
- 出願人は見解書に対して、国際予備審査の請求をする場合には答弁書を、国際予備審査の請求をしない場合には非公式のコメントを提出することができる。

# 国際予備審査報告を作成する場合の手続き

1 / 5

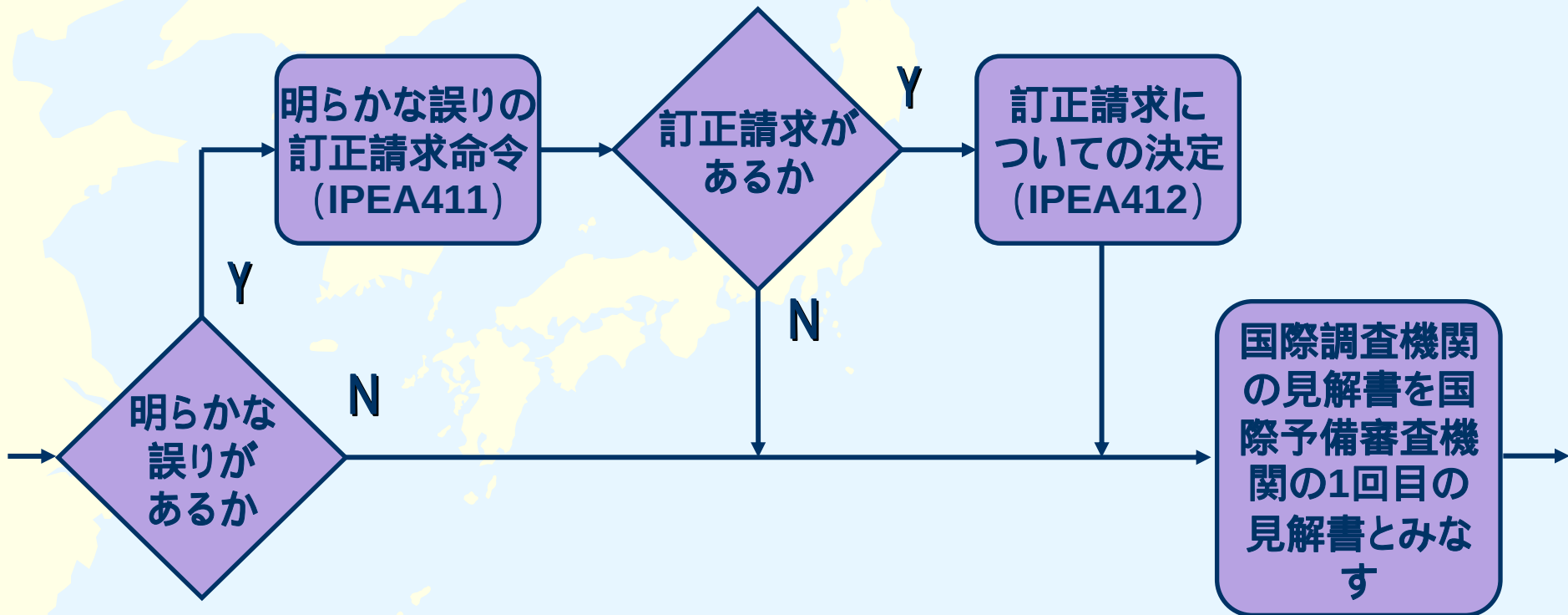
テキスト p. 52



# 国際予備審査報告を作成する場合の手続き

2 / 5

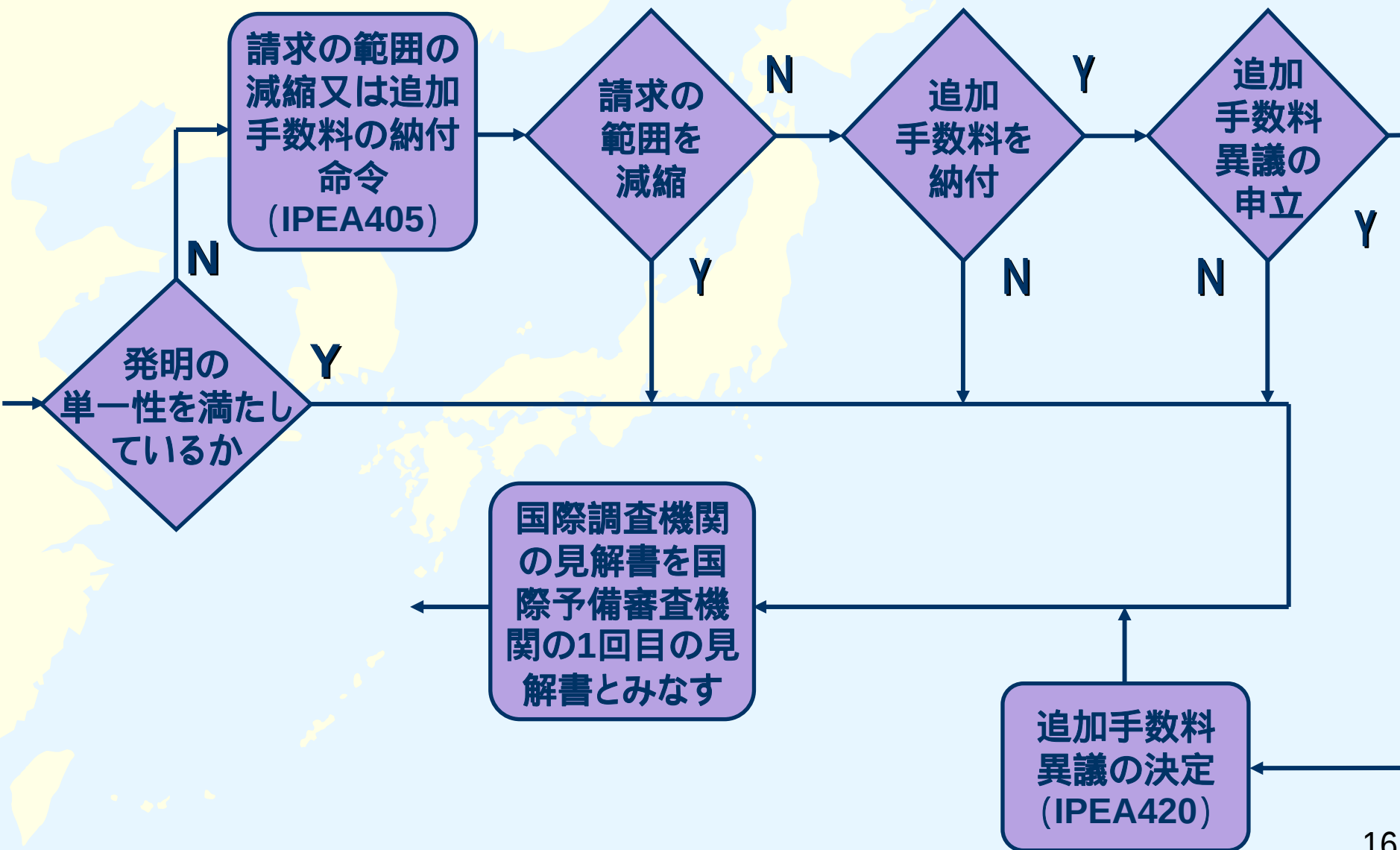
テキスト p. 41-42



# 国際予備審査報告を作成する場合の手続き

3 / 5

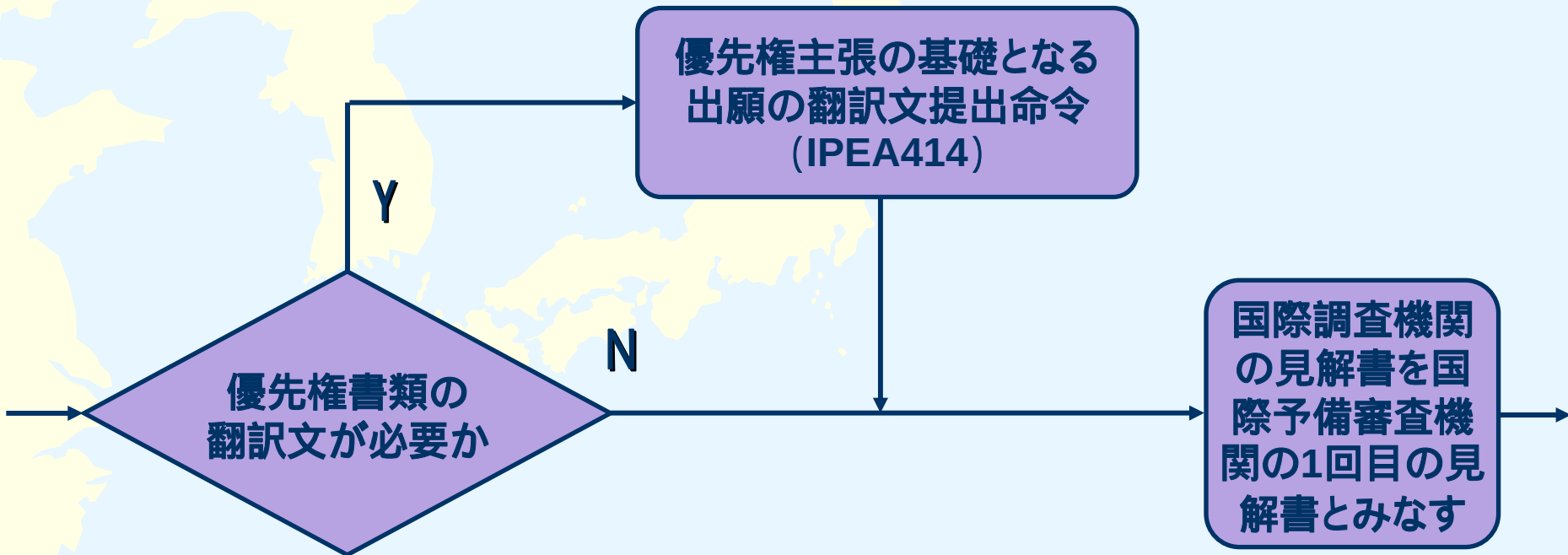
テキスト p. 38-41



# 国際予備審査報告を作成する場合の手続き

4 / 5

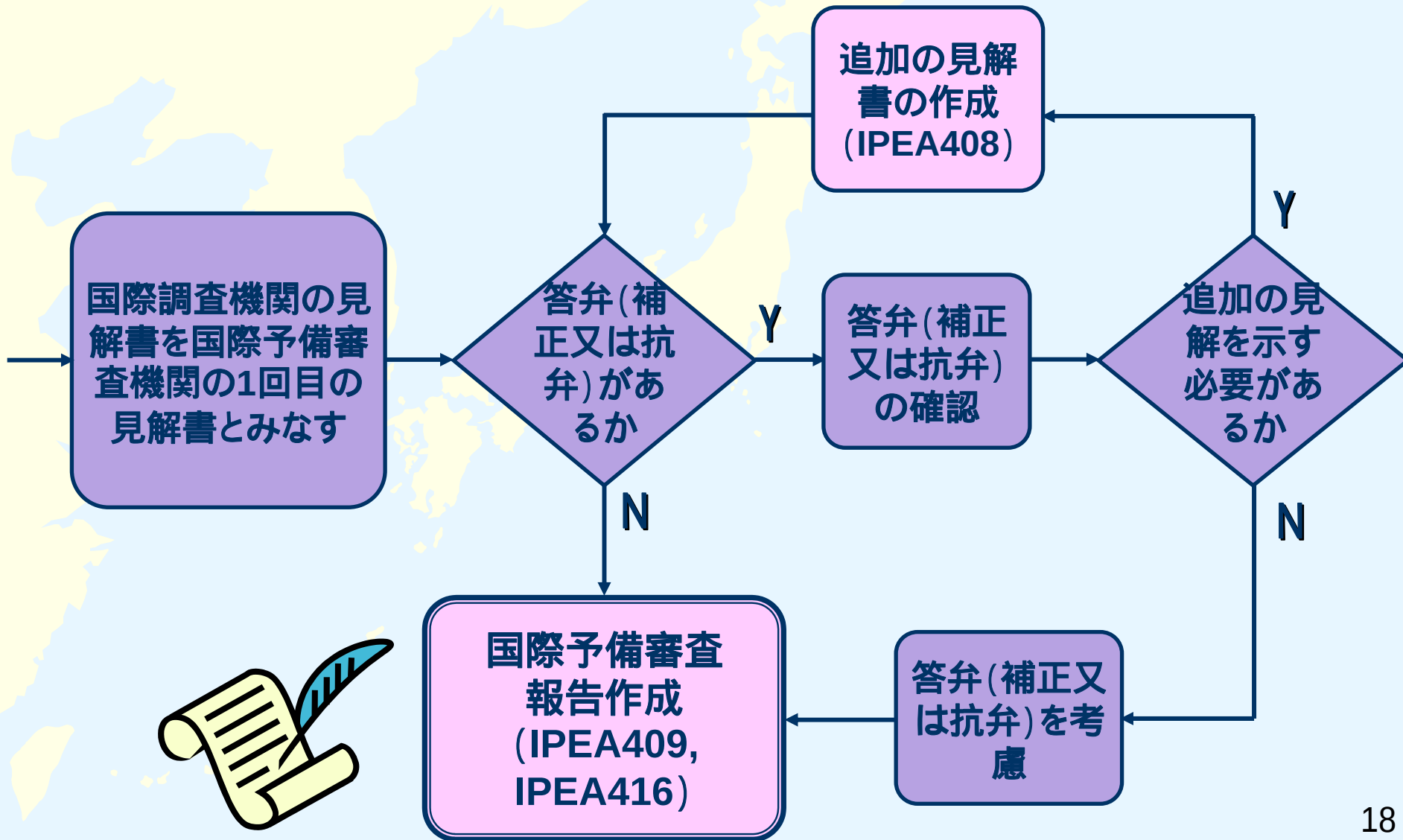
テキスト p. 42-44



# 国際予備審査報告を作成する場合の手続き

5 / 5

テキスト p. 34-38,45-51



# 追加の見解書が必要か否かの判断

テキスト p. 34-38

- 国際予備審査機関は、国際出願が所定の条件を満たしていないと認められる場合には、少なくとも1回出願人に対して書面による見解を示す。(条約34条)
- 国際調査機関の見解書が国際予備審査機関の1回目の見解書とみなされる。
- 依然として否定的な見解が存在する場合でも、追加の見解書を作成することなく国際予備審査報告を作成できる。
- 出願人が国際調査機関の見解書で示された否定的な見解を解決又は反論することに努力を払っており、国際予備審査報告の作成期限まで十分な時間がある場合には、国際予備審査機関による追加の見解書を作成できる。
- 審査官は見解書をなるべく少ない回数作成した後、国際予備審査報告を作成する。



**ご清聴**  
**ありがとうございました。**